

令和6年度
霧島市歯科保健専門委員会
資料

健康きりしま 21(第4次計画)

【歯・口腔の健康分野】について



霧島市 保健福祉部 健康増進課

令和6年度 歯科保健専門委員会 委員名簿

	氏名	所属	役職	選任方法		任期	備考
1	君野 岳 キニワカツ	姶良地区歯科医師会 霧島市支部			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
2	岩切 博宣 イワカツ ヒロアキ	姶良地区歯科医師会 霧島市支部			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
3	餅原 洋介 ヒコハラ ヨウスケ	姶良地区歯科医師会 霧島市支部			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
4	佐々木 修 ササキ ヒサム	姶良地区歯科医師会 霧島市支部			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
5	有村 健二 アリムラ ケンジ	姶良地区歯科医師会 霧島市支部			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
6	有川 公志郎 アリカワ コウシロウ	姶良地区歯科医師会 霧島市支部			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
7	有野 かおり アリノ カオリ	霧島市内産婦人科	前田産婦人科			令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
8	植木 熟 ウエキ ハヤオ	姶良地区医師会		小児科医	推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
9	今出 唯史 イマデ タダシ	姶良地区薬剤師会			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
10	刈屋 淳慶 カリヤ ジュンケイ	霧島市保育協議会			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
11	古市 里佳 フルイチ リカ	霧島市養護教諭部会		代表	推薦	令和6年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
12	迫田 裕美 ハタタ ヒロミ	姶良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課			推薦	令和6年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
13	神田 恵子 カミダ ケイ子	8020運動推進委員 (霧島市食生活改善推進員連絡協議会)			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	
14	黒木 文華 クニキ アヤカ	霧島市地域包括支援センター			推薦	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日	

霧島市健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自殺対策検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 自殺予防対策の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 食育推進検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 食育の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (3) 地域医療検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 地域医療の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (4) 母子保健検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 母子保健の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (5) 歯科保健専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 歯科保健の推進に関する事項
 - ウ 歯科健診等の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (6) 予防接種専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 予防接種の推進に関する事項
 - ウ 予防接種の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1）霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

（2）霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3－2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想されるとき。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

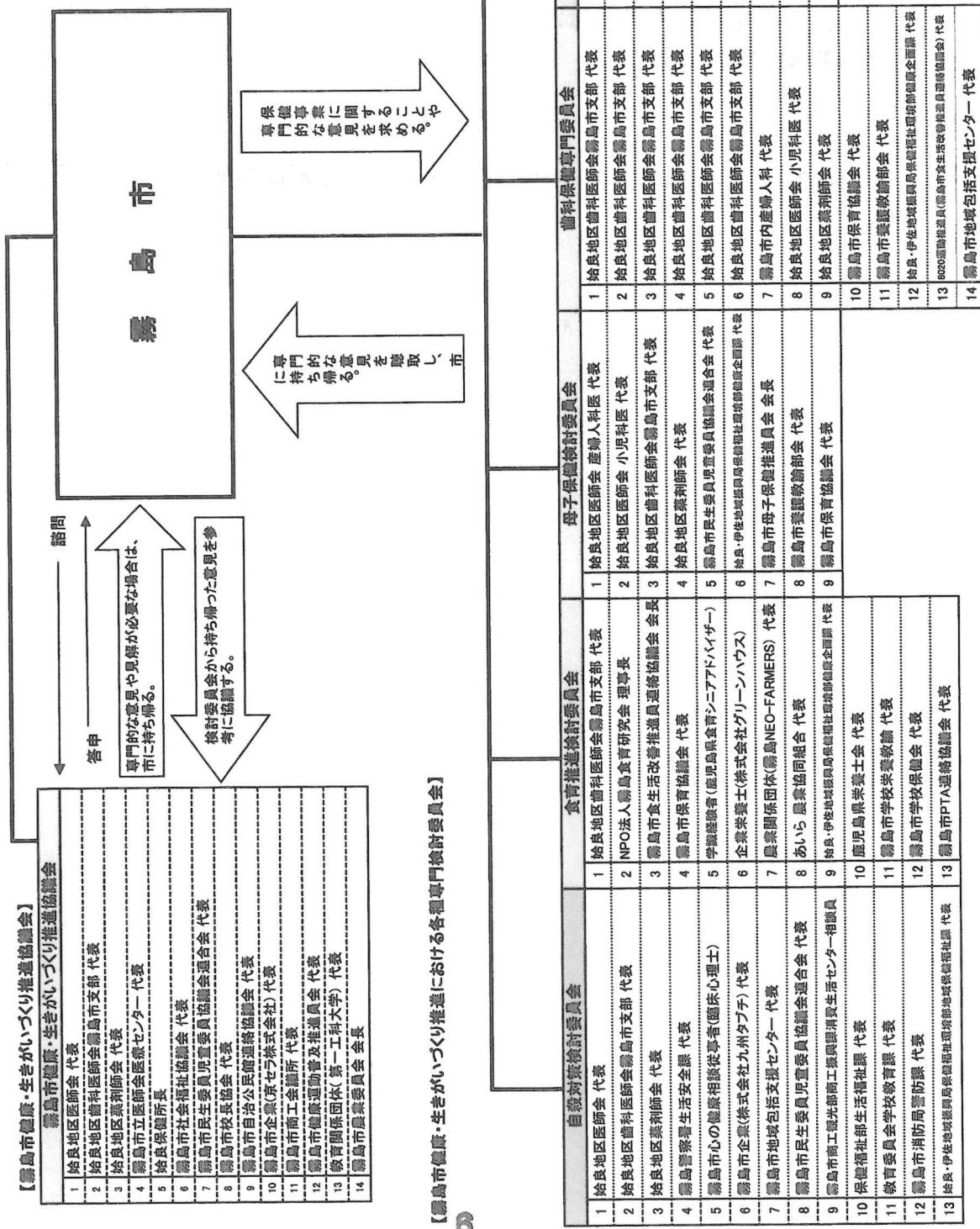
第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

《令和6年度 霧島市健康・生きがいづくり推進の組織体制》



個別目標1

むし歯を予防する

【目標値】

項目 (指標名)	基準値 令和4年度 (2022 年度)	目標値 令和9年度 (2027 年度)
むし歯のない市民の割合	3歳児	83.3% (※1)
	中学1年生	68.4% (※3)
		86.9% (※2)
		72.9% (※4)

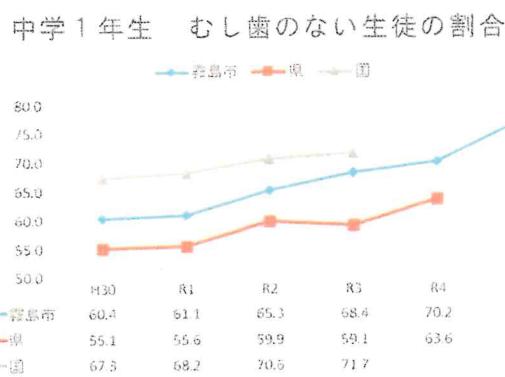
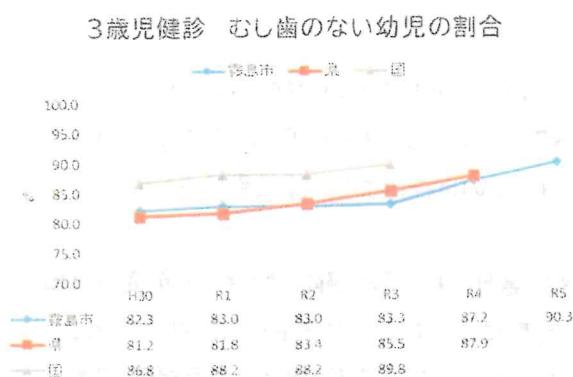
(※1) 令和3(2021)年度 鹿児島県「母子保健情報システム」

(※2) 前計画の上昇率(3.6%)を見込んだ目標値

(※3) 令和3(2021)年度 学校教育課「歯と口の健康習慣調査」

(※4) 前計画の上昇率(4.5%)を見込んだ目標値

【目標値の推移】



【現状と課題】

- むし歯のない3歳児の割合は、87.2%から90.3%と3.1%増加している。
令和9年度の目標値までの達成率は194%。
- むし歯のない中学1年生の割合は、70.2%から77.2%と7.0%増加している。
令和9年度の目標値までの達成率は195%。
- フッ化物洗口事業に取り組む保育園・幼稚園・認定こども園の実施園数は、令和4年度から3園増加し38園で実施している。
また、小学校の実施校数は、令和4年度から2校増加し35校での実施となり、霧島市内の全ての小学校で実施することとなった。
- 鹿児島県歯科口腔保健計画(令和6年度～令和17年度)において、「3歳児でむし歯のない者の割合」については、現状値 85.5% (令和3年度)に対し、目標値 97.0% (令和15年度)、「12歳でむし歯のない者の割合」については、現状値 59.1% (令和3年度)に対し、目標値 65.0% (令和10年度※)となっている。※ 12歳の目標値(令和10年度)は、鹿児島県教育振興基本計画と整合性をとるため。

個別目標2

歯周病等を予防する

【目標値】

項目 実現度 (現状 TOS)	基準値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
歯肉に炎症所見のない生徒の割合	中学1年生 87.5% (※1)	88.8% (※2)
歯周病等の症状のない市民の割合	30歳以上 9.8% (※3)	12.3% (※4)
	妊婦 10.3% (※5)	15.6% (※6)

(※1) 令和3(2021)年度 学校教育課「歯と口の健康習慣調査」

(※3) 令和3(2021)年度 歯周病検診結果

(※5) 令和3(2021)年度 マタニティ歯ッピー検診結果

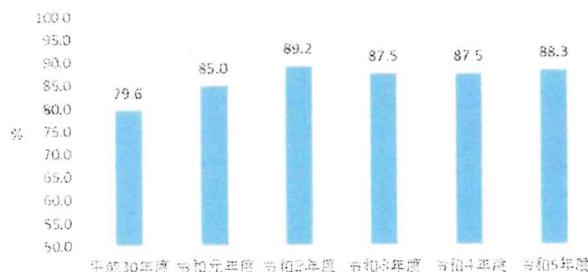
(※2) 前計画の上昇率(1.3%)を見込んだ目標値

(※4) 前計画の上昇率(2.5%)を見込んだ目標値

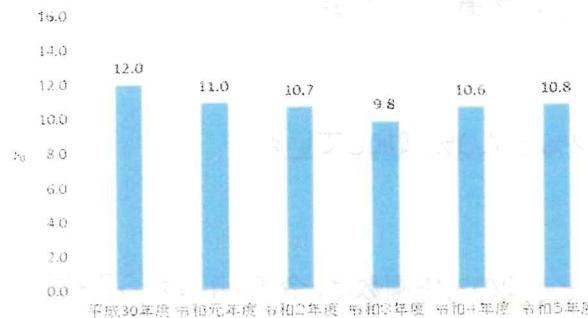
(※6) 前計画の上昇率(5.3%)を見込んだ目標値

【目標値の推移】

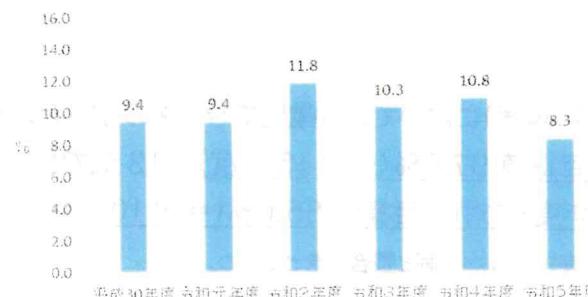
歯肉に炎症所見のない生徒の割合
(中学1年)



歯周病等の症状のない市民の割合(成人)



歯周病等の症状のない市民の割合(妊婦)



【現状と課題】

- 歯肉に炎症所見のない生徒(中学1年生)の割合は、87.5%から88.3%と、0.8%増加している。令和9年度の目標値までの達成率は61.5%。

- 鹿児島県歯科口腔保健計画(令和6年度～令和17年度)においては、「中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合」の目標値(令和15年度)を10.0%に設定。

- 歯周病等の症状のない市民(30歳以上)の割合は、10.6%から10.8%と、0.2%増加している。令和9年度の目標値までの達成率は40.0%。

- 鹿児島県歯科口腔保健計画(令和6年度～令和17年度)においては、「20～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合」を15.0%、「40歳以上における歯周炎を有する者の割合」を40.0%と、それぞれ設定。

- 歯周病等の症状のない市民(妊婦)の割合は、10.8%から8.3%と、2.5%減少している。令和9年度の目標値までの達成率は-37.7%。

個別目標3

口腔の健康の保持・増進に努める

【目標値】

項目	基準値 令和4年度 (2022 年度)	目標値 令和9年度 (2027 年度)
咀嚼良好者の割合	60 歳代	55.2% (※1)
よく噛んで食べている幼児の割合	3歳児	92.0% (※3)

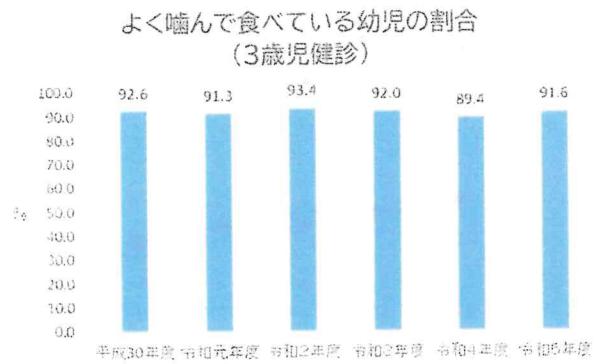
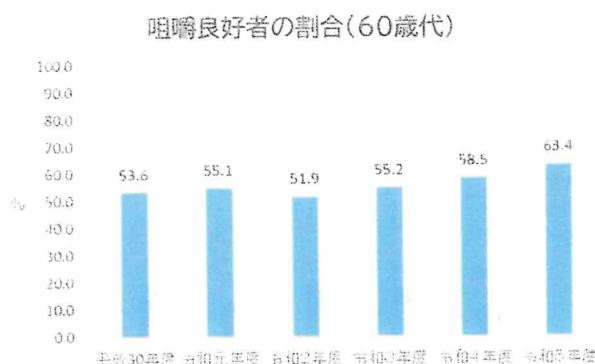
(※1) 令和3(2021)年度 歯周病検診結果

(※2) 令和 22(2040)年に 80.0%を達成できるよう段階的に見込んだ目標値

(※3) 令和3(2021)年度 3歳児健診問診票

(※4) 前計画の目標値と同じ

【目標値の推移】

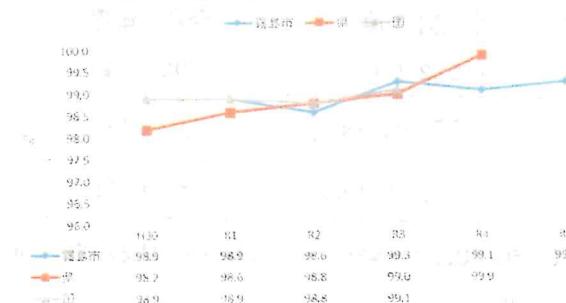


【現状と課題】

- 咀嚼良好者(60 歳代)の割合は、58.5%から 63.4%と 4.9%増加している。
令和9年度の目標値までの達成率は 120.6%。
- よく噛んで食べている幼児(3歳児健診)の割合は、89.4%から 91.6%と 2.2%増加している。
令和9年度の目標値までの達成率は-25.0%。
- 鹿児島県歯科口腔保健計画(令和6年度～令和 17 年度)において、「咀嚼良好者(60 歳代)の割合」については、「50 歳以上における咀嚼良好者の割合」と対象年齢が 10 歳引き下げられ、現状値 87.4%(令和4年度)に対し、目標値 90.0%(令和 15 年度)と設定された。
また、「3歳児での不正咬合等が認められる者の割合」については、「3歳児で口腔機能に問題のある者の割合(よく噛めない者の割合)」と変更され、現状値 8.8%(令和4年度)に対し、目標値 4.0%(令和 15 年度)となっている。

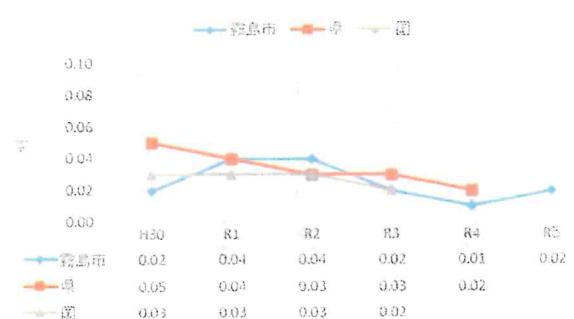
■ むし歯のない市民の割合

1歳6か月児健診 むし歯のない幼児の割合

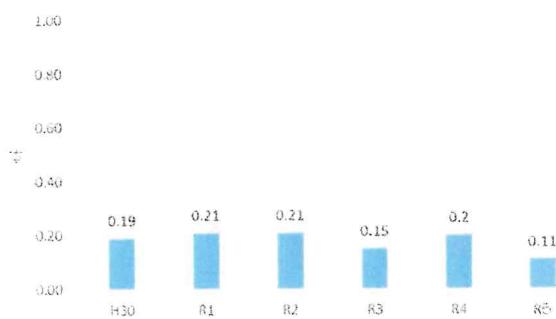


■ むし歯の本数の推移

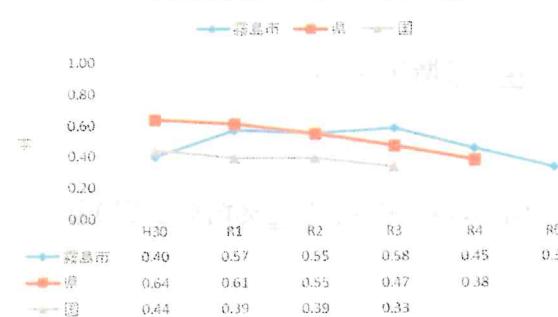
1歳6か月児健診 一人平均むし歯数



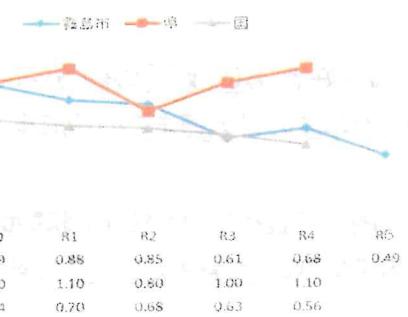
2歳児健診 一人平均むし歯数



3歳児健診 一人平均むし歯数

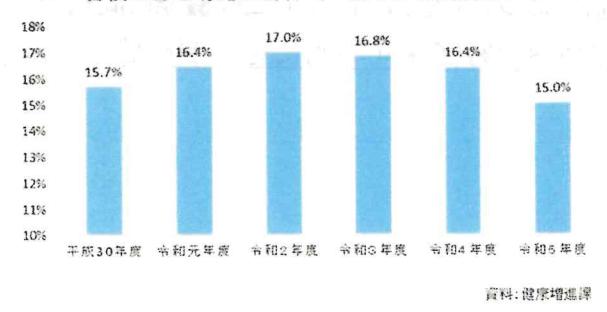


中学1年生 一人平均う歯数

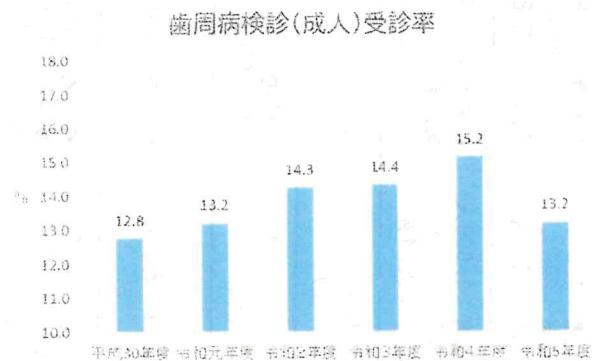


■ 間食として甘味食品・飲料を頻回飲食する習慣のある幼児の割合

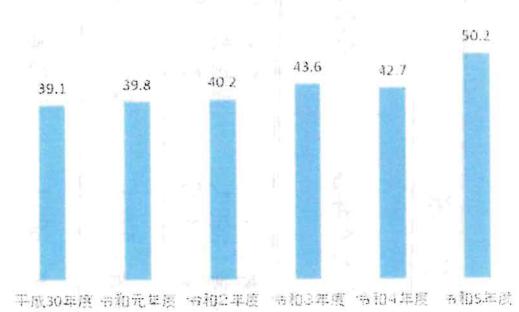
間食として甘味食品・飲料を頻回飲食する習慣のある幼児の割合（1歳6か月児健診）



■ 齒周病検診 受診率



歯周病検診（妊婦）受診率



ライフステージに応じて実施している主な取組の状況

対象	取組	概要	実績		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児期	マタニティ歯ツッピーチェック	市内委託医療機関にて歯周病検診 産婦人科にて未受診者への受診勧奨	対象者：1,070人 受診率：467人 43.6%	対象者：906人 受診者：398人 43.9%	対象者：828人 受診者：416人 50.2%
妊娠期	離乳食教室（もぐもぐ教室）	歯科衛生士及び栄養士による集団・個別指導	受診者：226人	受診者：231人	受診者：237人
学齢期	1歳～8か月児教室	歯科健診・歯科保健指導・フッ化物歯面塗布	受診者：485人	受診者：560人	受診者：602人
成人期	1歳～6か月児健診	委託医療機関にて歯科健診・歯科保健指導 フッ化物歯面塗布	対象者：1,019人 受診者：998人 受診率：97.9%	対象者：1,010人 受診者：982人 受診率：97.2%	対象者：972人 受診者：951人 受診率：97.8%
高齢期	2歳児歯科健診	歯科健診・歯科保健指導・フッ化物歯面塗布	対象者：1,097人 受診者：799人 受診率：72.8%	対象者：1,019人 受診者：806人 受診率：79.1%	対象者：1,064人 受診者：806人 受診率：75.8%
○	3歳児健診	歯科健診・歯科保健指導・フッ化物歯面塗布	対象者：1,151人 受診者：1,099人 受診率：95.5%	対象者：1,098人 受診者：1,058人 受診率：96.4%	対象者：1,046人 受診者：1,016人 受診率：97.1%
○	保育園・幼稚園・認定こども園におけるフッ化物洗口の実施	52園のうち35園 (67.3%)	52園のうち35園 (67.3%)	52園のうち38園 (73.1%)	52園のうち38園 (73.1%)
○	小学校におけるフッ化物洗口の実施	35校のうち31校 (88.6%)	35校のうち33校 (94.2%)	35校のうち35校 (100.0%)	35校のうち35校 (100.0%)
○○	セッット検診（40歳以上対象）にて、歯科衛生士による歯周疾患健康教育	参加者：2,935人	参加者：2,288人	参加者：1,573人	
○○	歯周疾患健康教育	対象者：13,828人 受診者：1,984人 受診率：14.3%	対象者：14,239人 受診者：2,160人 受診率：15.2%	対象者：13,848人 受診者：1,832人 受診率：13.2%	
○○	歯周病検診	市内委託医療機関にて、30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市民に対する歯周病検診の実施			

※令和6年度も引き続き上記取組を実施。

高齢期の取組み（長寿介護課）

平成 26 年度実績

令和 5 年度実績

1. 短期集中型予防サービス（通所型サービスC）
- 対象者：要支援1・要支援2・事業対象者の方で運動器の機能が低下している方
○回数：週1回・3か月間（1回あたり2時間実施）
○内容：高齢者向けのトレーニング機器を活用した運動プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム（歯科衛生士担当）を実施。
8回目をめどに地域ケア会議を開催し、自立支援の検討を行った。

【実施場所】

事業所名	対象地域
リハビリティサービス隼人国分	国分・隼人
リハケアガーデンネクスト	国分南
リハケアガーデン国分	福山
国分いきいき交流センター	国分北・隼人北
ティサービスセンターエがお	横川・清辺
みんなの家	牧園・霧島

参加者数（実）：50人

2. プラン支援地域ケア会議

対象者：介護支援専門員、サービス提供事業所担当者

実施内容：・介護保険の基本理念である自立支援と要介護・要支援状態の重度化防止を目的に、よりよいケアプランにしていくために、多職種協働で事例を検討
・6か月後のモニタリング

助言者：医師、歯科医師、薬剤師はかかりつけを原則とし、歯科衛生士など他職種は各職能団体から選出している。

実施場所：国分シビックセンター公民館会議室、霧島市役所別館会議室等

実施回数：6回 検討数：12件

※歯科医師、歯科衛生士が毎回参加し助言を行った。

3. 自立支援地域ケア会議

対象者：地域包括支援センタープラン作成担当者

実施内容：・個別の生活課題の改善を目的に多職種で検討
・6か月後のモニタリング

助言者：歯科衛生士、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等

実施場所：各地域事業所、包括支援センター本所

実施回数：10回 検討数：22件

※歯科衛生士が毎回参加し助言を行った。

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一體的実施事業の実施

歯科衛生士1人を長寿・障害福祉課 長寿福祉グループに配置

（1）きりしま元気一番講座（介護予防普及啓発事業）

「フレイル予防」、「かかりつけ歯科医・口腔ケア・健口体操」について、通いの場である「地域のひろば」に歯科衛生士を派遣
派遣回数：31回 参加延人数：447人

（2）後期高齢者医療広域連合 口腔健診事業（お口元気ッピ一検診）

対象者：76歳・80歳

R5実績：対象者数 2,687人、受診者数 433人→受診率 16.1%
口腔健診の要支援対象者で市への情報提供の方（234人）への訪問実施
訪問延人数：129人

（3）「健口体操・口腔ケア」チラシを作成し、きりしま元気一番講座、出前講座、口腔健診要支援対象者への訪問などにおいて普及啓発を図った。

5. その他

（1）霧島市高齢者施設委員会への歯科医師の出席
（2）認知症専門部会（霧島市認知症初期集中支援チーム検討委員会）への歯科医師の出席
（3）在宅医療・介護連携推進事業（姶良地区医師会へ委託）への歯科医師の出席

令和6年度計画

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施 歯科衛生士1人を長寿介護課 長寿福祉グループに配置

- 短期集中型予防サービス（通所型サービスC）
 - 対象者：要支援1・要支援2・事業対象者の方で運動器の機能が低下している方
 - 回数：週1回・3か月間（1回あたり2時間実施）
 - 内容：高齢者向けのトレーニング機器を活用した運動プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム（歯科衛生士担当）を実施する。

【実施場所】

事業所名	対象地域
リハビリティサービス隼人国分	国分・隼人
リハケアガーデンネクスト	国分南
リハケアガーデン国分	福山
国分いきいき交流センター	国分北・隼人北
ティサービスセンターえがおみんなの家	横川・溝辺
	牧園・霧島

- プラン支援地域ケア会議

- 目的：個別事例について、多機関・多職種が多様な視点から協議・助言を行うことにより、利用者のQOL向上を目指したケアマネジメント支援及び個別事例の課題解決を目的とする。
- 取り扱う事例：要介護2以上、もしくは支援が終結した事例（事例は1～2事例／回）
- 回数：1回／2か月開催（専用部屋）
- 助言者：医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等
※医師、歯科医師、薬剤師については、かかりつけを原則とする。
(歯科医師は、かかりつけ歯科医師の参加ができる場合は役員の先生方に出席していただきください。)

- 自立支援地域ケア会議

- 目的：地域包括支援センターが担当する事業対象者等に対して実施する介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）を多職種で検討し、利用者の持つ能力を引き出す方法や、自宅や地域での役割を持つながら、自立支援及び重度化防止、重症化予防へ導けるようにする。
- 取り扱う事例：事業対象者（事例は2～3事例／回）
- 回数：1回／月
- 助言者：歯科衛生士、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等